

Q14 知的障害児はどのように教育を受ける権利を保障されているのですか。

すべての子どもたちに教育を受ける権利が保障されているにもかかわらず、知的障害児はその権利を侵害されてきました。

しかし、以下のような経緯を経て、現在では知的障害児についても都道府県・保護者に就学義務が課され、教育を受ける権利が保障されるようになったといえます。

1 養護学校義務化の歴史的経緯

(1) 1947年に公布された学校教育法は、都道府県に対し、「その区域内において、対象となる全ての児童生徒を就学させるのに必要な盲学校、聾学校、養護学校を設置すること」を義務付け（同法74条）、保護者に対しても、「その子女に満6歳から満15歳まで、小学校、中学校又は盲、聾、養護学校の小学部及び中学部に就学させること」を義務付ける規定が置かれました（同法22条1項、39条等）。

しかし、小学校、中学校の義務制が1947年度から実施され、1948年からは盲、聾学校の義務制も施行されたにも関わらず、養護学校については施行が延期され、義務化がなされませんでした。

そのため都道府県の施設整備等も遅れがちとなり、多くの知的障害児は、「就学義務の免除・猶予」の名の下に、実質的には就学の機会を奪われた状態が続いてきました。「就学義務の免除・猶予」とは、障害があるために小学校入学が困難と判断されると入学を何年か先に延ばす（猶予）、あるいは入学することが不可能とみなされる（免除）というもので、本来保護者が教育委員会に願い出てはじめて可能となるものです。ところが、実際にはこの制度の名の下で知的障害児の教育を受ける権利が侵害されてきたのです。

(2) しかし、1973年11月20日になってようやく、「学校教育法中養護学校における就学義務及び養護学校の設置義務に関する部分の施行期日を定める政令」が公布され、1979年4月1日に養護学校の義務制が施行されましたので、現在では、知的障害児についても都道府県及び保護者に就学義務が課されています。

2 現状

(1) 養護学校教育の義務制実施に際し、就学の猶予又は免除の決定に当たっては、「治療または生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難または不可能な者」を対象として、慎重に行うことという指導がなされ、義務化以前と比べると飛躍的に就学状況は向上しまし

た。

(2) 下表のように、1978年に9872人いた就学猶予・免除者数は、1979年の養護学校の義務制実施により大幅に減少して3384人となり、2000年現在では1809人となっています。

1975年	13088人
1978年	9872人
1979年	3384人
1980年	2593人
1985年	1388人
1990年	1238人
1995年	1511人
2000年	1809人

(3) なお、確かに高等学校での教育は義務教育ではありませんが、現在、健常児の高校進学率は97%に及び希望者のほぼ全員が入学できている現状で、障害のある子どもが周りの障害のない子どもとともに高校生活を送りたいと思うのは極めて自然のことです。そして、障害のある子どもの緩やかな発達からすれば、教育の期間が長く保障されて然るべきです。また、障害のある子どもの青春期・青年期の充実した教育は、障害の受容・自己に対する肯定的評価の確立・社会性の獲得等において不可欠であると考えられます。とすれば、障害のある子どもについて、高等学校での教育も保障されるべきと言えます。たとえば、高等部に進んだ途端スクールバスに乗れなくなりこのため通学できなくなるというようなケースは、上記のような観点からすれば、教育を受ける権利の侵害に当たり適切な対応とは言えないと思われます。